

トライアル期間賃金計算確認票

事業所名

対象者名

審査過程で、トライアル雇用中の賃金の計算方法を確認していますので、必ず本紙をご提出下さい。

※最低賃金、割増賃金について

使用者は、①国が定める最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことに加え、②労働者に時間外労働、深夜労働、または休日労働をさせる場合には、割増賃金を支払わなければなりません(法定の労働時間を超えて労働させる場合、深夜労働させる場合:2割5分以上、法定の休日に労働させる場合:3割5分以上)。

※割増賃金の算定について

諸手当の中で割増賃金の基礎に算入しなくてもよい手当は、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金の7種類のみです。どのような名称を付けた手当であっても、実態がこの7種類以外の手当である場合、割増賃金の基礎に算入しなければなりません(詳細は、管轄の労働基準監督署にご確認下さい)。

① 変形労働時間制の導入 あり・なし (いずれかに○)

⇒ ありの場合、変形度労働時間制の単位は、 1か月・1年・それ以外()

※変形度労働時間制を採用する場合、就業規則への明記や労使協定の締結が必要です。

※1年単位の場合、年間カレンダーを添付して下さい。

② 各月賃金の計算方法について、下表にご記入下さい。 毎月 締切 翌 日支払

		計 算 式	支 給 額			計 算 式	支 給 額
①	基本給			②	基本給		
	時間外手当				時間外手当		
	/				/		
	休日手当				休日手当		
	通勤手当				通勤手当		
) 手当) 手当		
) 手当) 手当		
	/				/		
) 手当) 手当				
▲欠勤遅刻早退控除			▲欠勤遅刻早退控除				
分	総支給額			分	総支給額		
③	基本給			④	基本給		
	時間外手当				時間外手当		
	/				/		
	休日手当				休日手当		
	通勤手当				通勤手当		
) 手当) 手当		
) 手当) 手当		
	/				/		
) 手当) 手当				
▲欠勤遅刻早退控除			▲欠勤遅刻早退控除				
分	総支給額			分	総支給額		

		計 算 式	支 給 額			計 算 式	支 給 額
⑤ 分	基本給			⑥ 分	基本給		
	時間外手当				時間外手当		
	休日手当				休日手当		
	通勤手当				通勤手当		
	手当				手当		
	手当				手当		
	手当				手当		
	▲欠勤遅刻早退控除				▲欠勤遅刻早退控除		
	総支給額				総支給額		
⑦ 分	基本給			⑧ 分	基本給		
	時間外手当				時間外手当		
	休日手当				休日手当		
	通勤手当				通勤手当		
	手当				手当		
	手当				手当		
	手当				手当		
	▲欠勤遅刻早退控除				▲欠勤遅刻早退控除		
	総支給額				総支給額		

	<記入例 その1>	<記入例 その2>
基本給	$180,000円 \div 20日(基礎日数) \times 10日(就労日数)$	$1,000円(時給) \times 135時間(月の総労働時間数)$
時間外手当	$(180,000円 + 10,000円) \div 20日 \div 8H \times 1.25 \times 10H$	$\{1,000円 + (10,000円(職務手当) \div 20日(基礎日数) \div 8H)\} \times 1.25 \times 8H$
休日手当	$(180,000円 + 10,000円) \div 20日 \div 8H \times 1.35 \times 1日$	$\{1,000円 + (10,000円(職務手当) \div 20日(基礎日数) \div 8H)\} \times 1.35 \times 1日$
職務手当	$10,000円 \div 20日 \times 10日$	$10,000円(1か月分減額なし)$
▲欠勤遅刻早退控除	$(180,000円 + 10,000円) \div 20日 \times 3日$	控除なし